

令和7年7月1日

相談支援事業所各位

安中市福祉事務所長
(福祉課)

モニタリング報告書の利用者同意署名欄省略の同意について

日頃より、福祉行政につきましてご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、表題の件につきまして、本市においては下記の通り取り扱うことになりましたので、ご確認の上ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 目的

現在、本市においては、モニタリング報告書について、原則利用者同意の署名を必要としておりますが、署名取得が相談支援事業所の負担となっている現状を受け、その負担軽減を目的として署名省略の「同意書」を導入いたします。

2. 導入時期

令和7年8月1日から

3. 同意書の取り扱いについて

- (1)相談支援員はサービス利用者に対して、本同意書の趣旨を説明し、署名を省略することの同意を得てください。
- (2)同意書の写しはサービス等利用計画(本計画)と併せて福祉課障害福祉係又は住民福祉課福祉こども係に提出してください。原本については相談支援事業所で保管してください。
- (3)計画の変更や更新があった場合は、その都度新たにご提出ください。
※6月の相談支援部会の際には、「モニタリングの都度」と説明しましたが、上記のとおり訂正いたします。

4. 留意事項

署名省略については、利用者の意思を尊重し適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

担当 安中市役所福祉課障害福祉係
松井田支所住民福祉課福祉こども係